

厚木・清川広域消防運営計画



厚木市・清川村

目 次

第 1. 県央西部地区消防広域化における検討経過	・ ・ ・ ・ 1
第 2. 現状	・ ・ ・ ・ 1
第 3. 消防事務委託に向けた検討	・ ・ ・ ・ 2
第 4. 広域化で期待される効果	・ ・ ・ ・ 3
第 5. 計画の趣旨	・ ・ ・ ・ 10
第 6. 基本方針	・ ・ ・ ・ 10
第 7. 委託事務の範囲	・ ・ ・ ・ 10
第 8. 消防広域化の方式	
1 広域化の方式	・ ・ ・ ・ 10
2 意見調整組織の設置	・ ・ ・ ・ 11
第 9. 意見調整組織	
1 名称	・ ・ ・ ・ 12
2 構成	・ ・ ・ ・ 12
3 会議内容	・ ・ ・ ・ 12
4 その他	・ ・ ・ ・ 12
第 10. 開始時期	・ ・ ・ ・ 12
第 11. スケジュール	・ ・ ・ ・ 12
第 12. 広域化後の消防体制に関する基本事項	
1 管轄人口及び管轄面積	
(1) 管轄人口	・ ・ ・ ・ 14
(2) 管轄面積	・ ・ ・ ・ 14
2 消防本部	
(1) 位置	・ ・ ・ ・ 14
(2) 名称	・ ・ ・ ・ 14
3 消防署所の位置	・ ・ ・ ・ 15
4 組織等	
(1) 消防本部の機構	・ ・ ・ ・ 15
(2) 消防署の機構	・ ・ ・ ・ 16
5 出動区域	・ ・ ・ ・ 16
6 部隊及び資機材等	・ ・ ・ ・ 17
7 消防指令設備等	
(1) 消防救急無線のデジタル化（活動波）の整備	・ ・ ・ ・ 17
(2) 広域化後の消防指令センターの設置計画	・ ・ ・ ・ 18

8	人員配置及び採用計画	
(1)	広域化後の定員配置	・ ・ ・ ・ 18
(2)	広域化後の採用計画	・ ・ ・ ・ 18
9	119番の受信	・ ・ ・ ・ 18
第 13.	施設等の整備	
1	消防施設等	・ ・ ・ ・ 18
2	消防指令設備等	・ ・ ・ ・ 18
第 14.	財産・債務	
1	財産	
(1)	庁舎敷地等の土地	・ ・ ・ ・ 19
(2)	庁舎等の施設	・ ・ ・ ・ 19
(3)	物品等	・ ・ ・ ・ 19
2	債務	
(1)	初期投資により生じる債務について	・ ・ ・ ・ 21
(2)	広域化後に生じる債務について	・ ・ ・ ・ 21
(3)	債務による課題等について	・ ・ ・ ・ 21
第 15.	経費負担等	
1	財源の確保	・ ・ ・ ・ 21
2	初期投資経費等	
(1)	初期投資経費等の負担方法	・ ・ ・ ・ 21
(2)	初期投資経費項目	・ ・ ・ ・ 22
(3)	デジタル化等の負担方法	・ ・ ・ ・ 23
3	広域化後における経費負担	
(1)	消防事務及び清川分署に係る経費負担	・ ・ ・ ・ 24
(2)	消防救急無線デジタル化（活動波）に係る経費負担	・ ・ ・ ・ 24
(3)	高機能消防指令センターに係る経費負担	・ ・ ・ ・ 24
4	手数料等	・ ・ ・ ・ 25
第 16.	市村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項	
1	構成市村間の関係	
(1)	消防団との連携方策	・ ・ ・ ・ 26
(2)	現有勢力の変更に伴う協議	・ ・ ・ ・ 26
(3)	出動体制	・ ・ ・ ・ 27
(4)	災害時の連絡体制	・ ・ ・ ・ 27
2	消防水利の取扱い	・ ・ ・ ・ 27
3	防災・国民保護担当部局との連携方策	
(1)	職員の派遣について	・ ・ ・ ・ 27

(2) 情報の共有化について	・ ・ ・ ・ 27
第 17. 計画の進行管理	・ ・ ・ ・ 27
第 18. その他	
1 慣行等の取扱い	・ ・ ・ ・ 28
2 住民への広報	・ ・ ・ ・ 28
3 表示変更	・ ・ ・ ・ 29
4 保有個人情報の取扱い	・ ・ ・ ・ 29
5 疑義等の取扱い	・ ・ ・ ・ 29
6 施行	・ ・ ・ ・ 29

第 1. 県央西部地区消防広域化における検討経過

近年の我が国の消防は、災害が大規模化・多様化し、また、救急を中心に住民の消防に対する期待が高まるとともに、出動要請が増大し、更にNBC災害（核物質、生物剤、化学剤による災害）など消防が対応しなければならない事象が、一層幅広くなるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化してきている。

そうした状況の中、市町村の消防は、管轄人口、財政規模や管轄地域の自然環境などに大きな差があり、災害や事故への対応も一様ではなくなってきた。

今後、本格的な人口減少時代を迎え、市町村の財政基盤が脆弱化していくことも懸念されるところであり、総務省消防庁では、こうした市町村の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性から、消防本部の規模を拡大することにより、消防体制の一層の充実強化と高度化を図る「消防の広域化」を推進することとした。

国は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月に「消防組織法（昭和22年法律第226号）」の一部改正を行い、それに伴い総務省消防庁は、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を示した。

そこで、神奈川県では、平成20年3月に神奈川県消防広域化推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定した。

県推進計画では、県内（政令指定都市関連の横浜市・川崎市及び相模原市を除く。）を5ブロックに分けて広域化を推進するとの方向性を示しており、県央西部地区は、厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村の3市1町1村で構成すると位置付けられた。

県央西部地区内の各自治体では、この県推進計画を受けて広域化の検討組織として県央西部地区消防広域化検討委員会を立ち上げ、平成21年度から平成23年度まで検討を行ったが、「平成25年4月からの消防広域化は行わない。ただし、消防広域化について否定するものではなく、今後の県下の動向などを勘案しながら判断していく。」という決定がなされた。

第 2. 現状

清川村の火災、救急及び救助事案については、村内を3地区（煤ヶ谷・宮ヶ瀬・札掛）に分け、隣接する厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び相模原市と応援協定を締結し、厚木市は煤ヶ谷地区の災害対応に当たっている。

なお、清川村における火災事案については、現在、清川村職員による役場消防隊及び清川村消防団にて初期対応し、その後、応援協定を締結して

いる各市町の消防本部（局）が出動している状況にある。

また、煤ヶ谷地区における救急事案については、現在、北消防署救急隊や南毛利分署救急隊等が出動し、平均現場到着に約 17.2 分を要している状況である。

【厚木市が清川村へ出動した災害件数】

単位：件

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	合 計	
火災	0	0	0	1	2	3	
救急	125	114	109	118	115	581	
救助	0	0	1	1	2	4	
警戒	0	0	2	0	0	2	
合 計	125	114	112	120	119	590	

【厚木市と清川村の救急件数の比較】

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	合 計	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
厚木市	8,906	9,237	9,648	9,982	10,329	48,102	98.33%
清川村	183	165	142	166	159	815	1.67%
合 計	9,089	9,402	9,790	10,148	10,488	48,917	100.00%

【厚木市と清川村の火災件数の比較】

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	合 計	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	比率
厚木市	64	67	80	65	59	335	98.53%
清川村	0	0	0	3	2	5	1.47%
合 計	64	67	80	68	61	340	100.00%

第 3. 消防事務委託に向けた検討

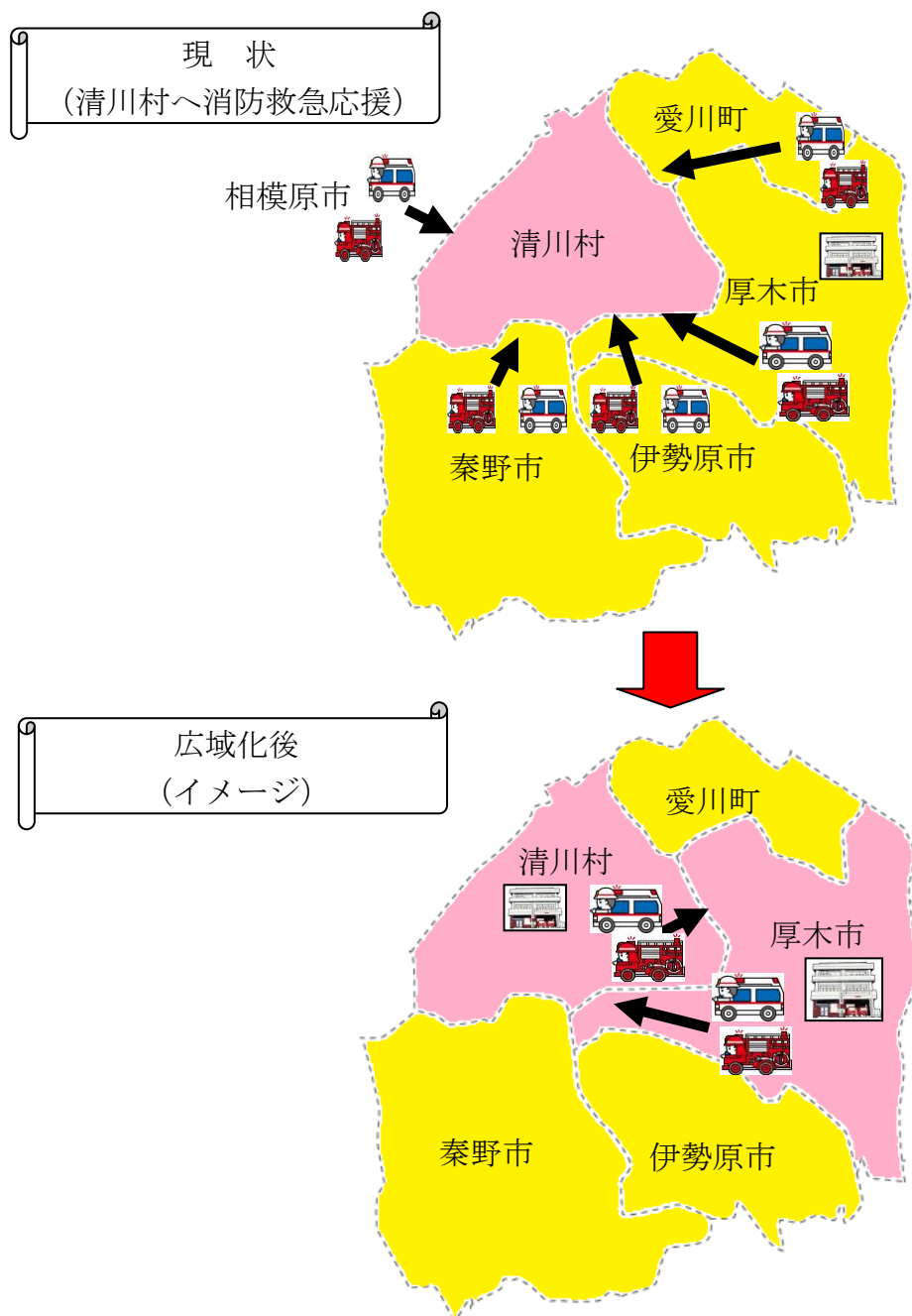
平成 25 年 4 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部が改正されたことに伴い、常備消防化が長年の課題である清川村から厚木市に消防事務委託の申入れがされた。

現在、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が指摘されている中、広域的な災害対応は必要不可欠であり、また、厚木市が進めている消防救急無線デジタル化整備等についても消防の広域化により、国、県からの財政支援が集中的に受けられることなど、厚木市と清川村におけるメリット等を総合的に判断した結果、事務委託に向けて検討を進めることになった。

なお、神奈川県は、厚木市と清川村から消防事務委託協議に向けた事前調整を進める旨の報告を受け、消防広域化重点地域の指定に当たり、県央西部地区 5 市町村及び相模原市に意見照会を行ったところ、全ての市町村から意見なしとの回答がされた。

第4. 広域化で期待される効果

- ・隣接する玉川地区、飯山地区、荻野地区や森の里地区等への平均到着時間の短縮
- ・北消防署及び南毛利分署救急隊の運用効果の向上
- ・市内全体の救急事案のカバー率の拡大
- ・財政負担の軽減
- ・清川村の常備消防化による、住民サービスの向上

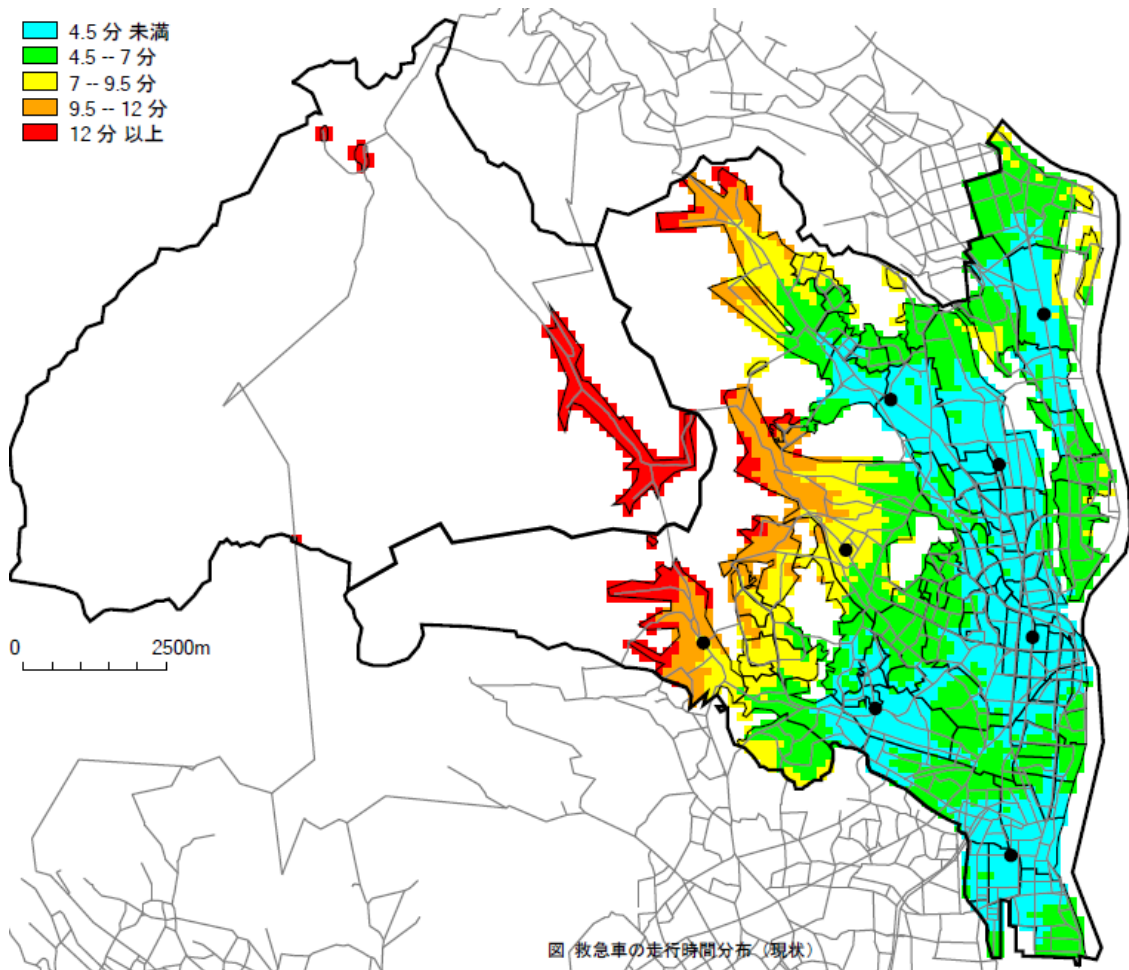


清川村に分署を新設することによる効果

- ・救急車1台の配置による向上効果

清川村煤ヶ谷地内に分署を新設し、救急車を1台配置することにより、以下の地区で運用効果が向上する。

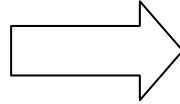
救急車の現状（平均到着時間）



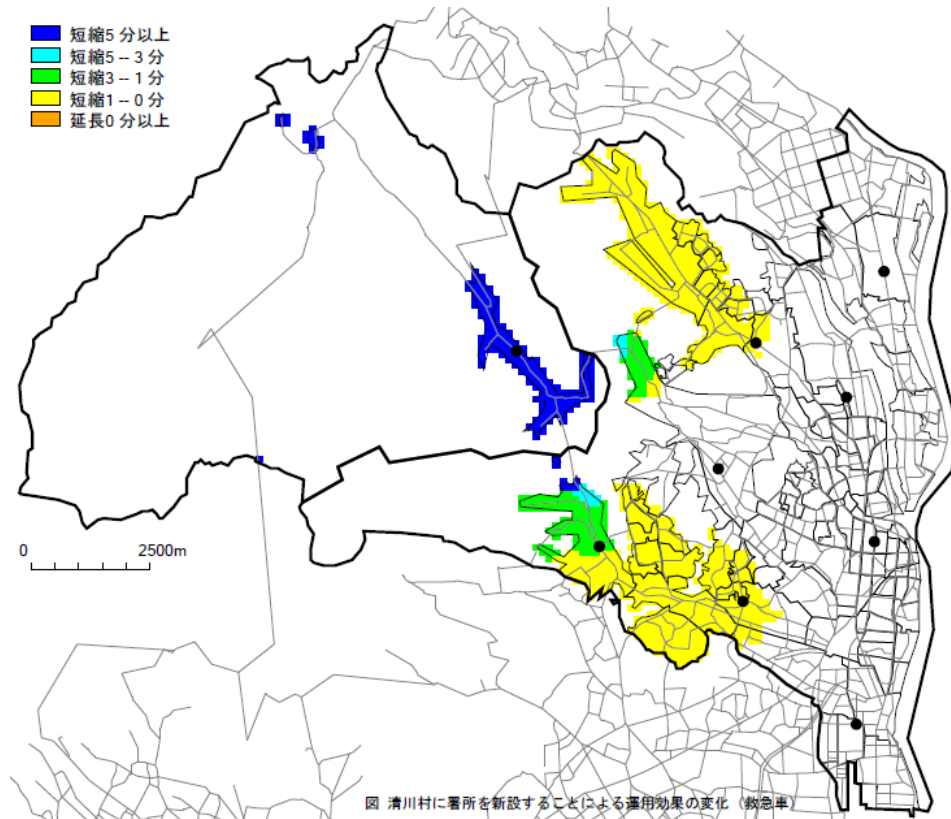
※ （一財）消防科学総合センター「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書」より抜粋

救急車の運用効果が向上する地区

市村名称	運用効果が向上する地区	該当地区の人口[人]	到着時間[分] (現状)	短縮時間[分] (広域化後)
厚木市	七沢	1,903	7.0～16.3	0.2～7.4
	飯山	11,279	4.0～14.0	0.0～3.7
	上荻野、まつかげ台、みはる野1・2丁目、中荻野、鳶尾2～5丁目、宮の里2丁目、愛名、長谷、毛利台1～3丁目、小野、岡津古久、森の里若宮、森の里青山、森の里1～5丁目	41,360	1.8～14.6	0.0～1.1
清川村	煤ヶ谷 宮ヶ瀬 札掛	3,151	13.0～62.5	6.5～16.8



広域化後（救急車の短縮時間）

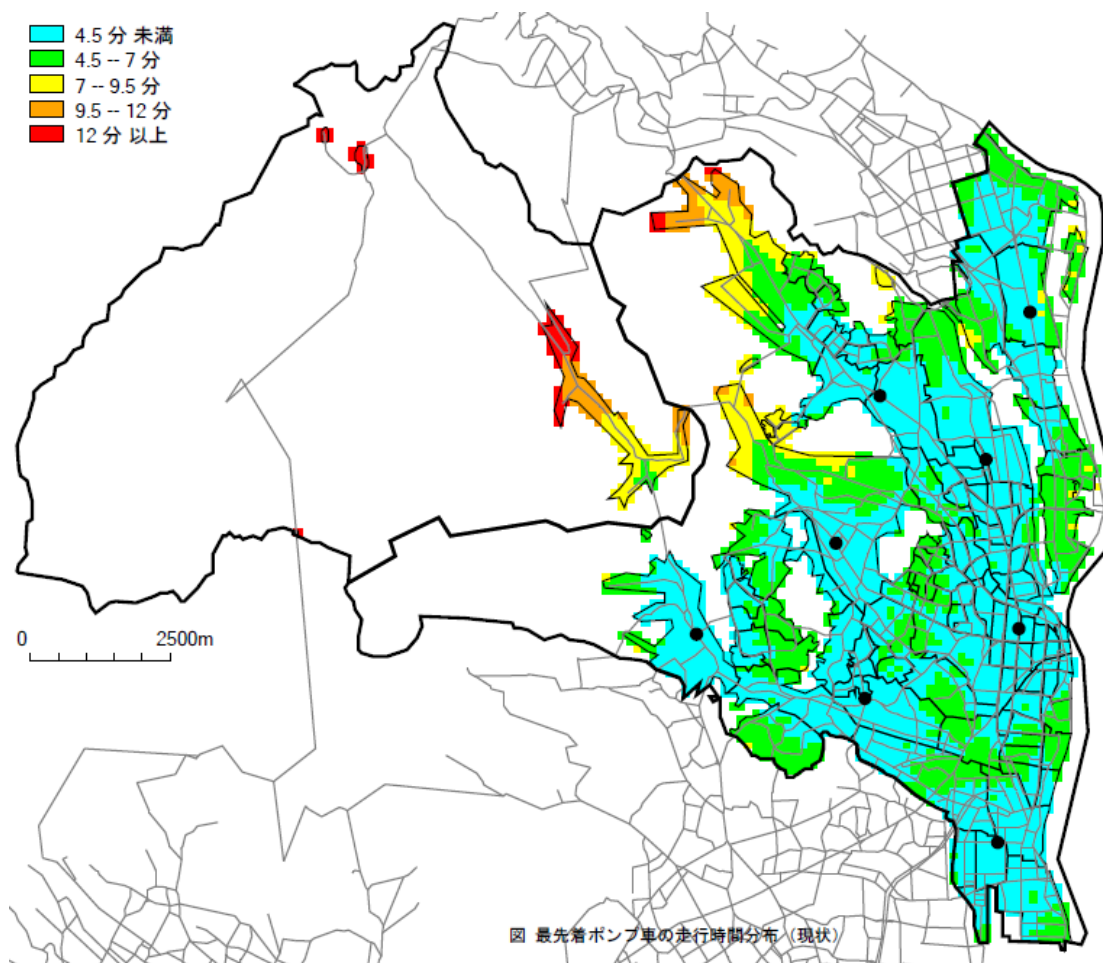


※ （一財）消防科学総合センター「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書」より抜粋

- ・消防ポンプ車 1 台の配置による向上効果（最先着時）

清川村煤ヶ谷地内に分署を新設し、消防ポンプ車を 1 台配置することにより、以下の地区で運用効果が向上する。

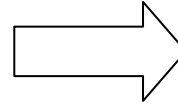
最先着消防ポンプ車の現状（平均到着時間）



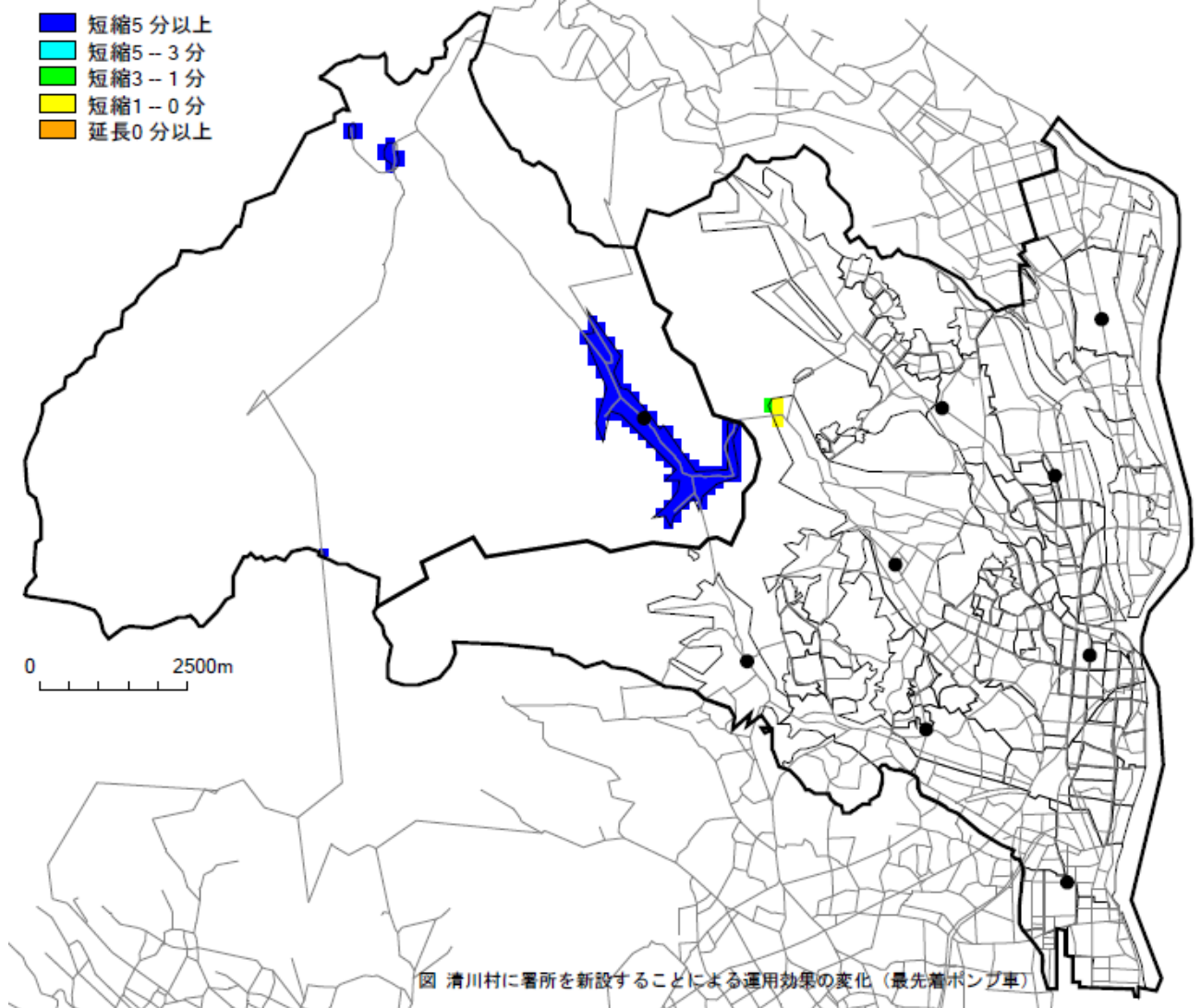
※ （一財）消防科学総合センター「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書」より抜粋

最先着消防ポンプ車の運用効果が向上する地区

市 村 名 称	運用効果が 向上する地区	該当地区の 人口[人]	到着時間[分] (現状)	短縮時間[分] (広域化後)
厚木市	飯山	11,279	0.0～10.3	0.0～1.3
清川村	煤ヶ谷 宮ヶ瀬 札掛	3,151	5.9～57.3	1.9～9.5



広域化後（最先着消防ポンプ車短縮時間）

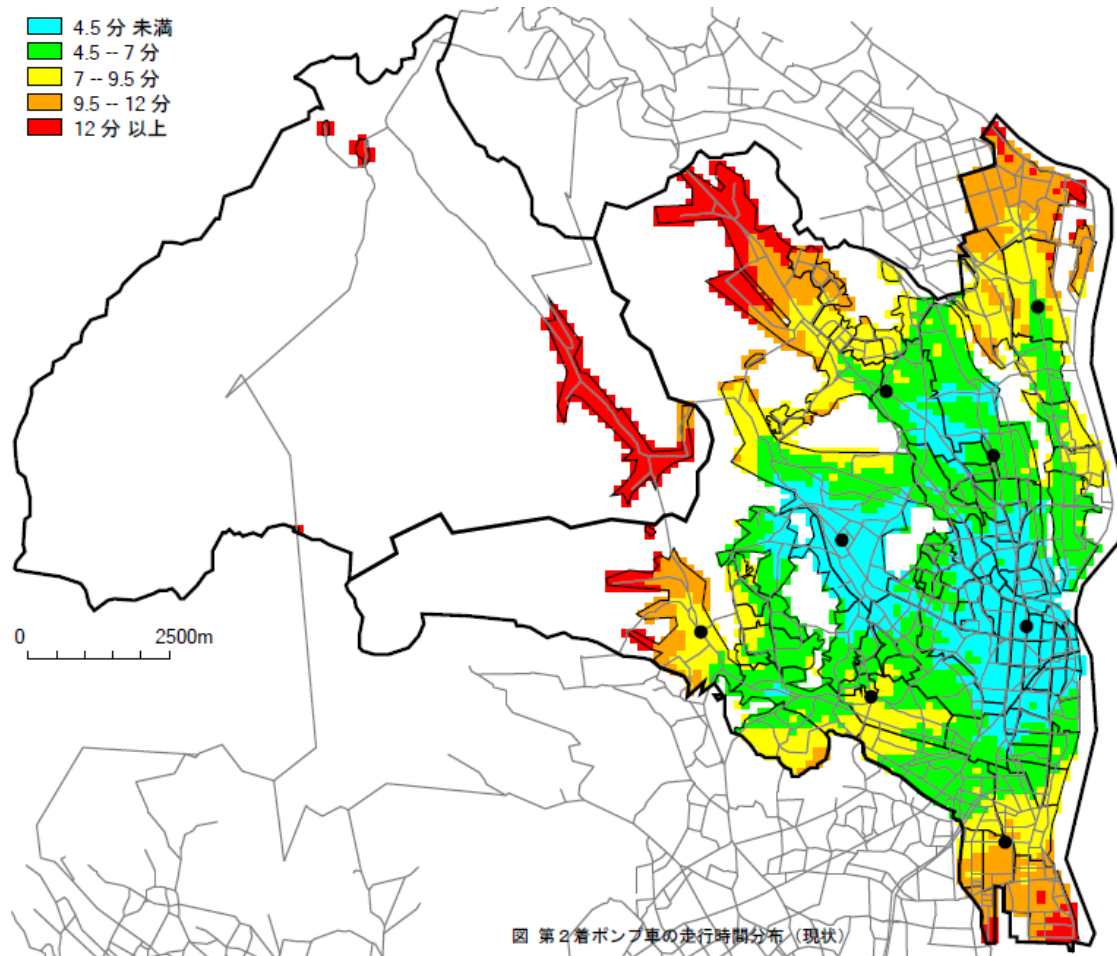


※ （一財）消防科学総合センター「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書」より抜粋

- ・消防ポンプ車 1 台の配置による向上効果（第 2 着時）

清川村煤ヶ谷地内に分署を新設し、消防ポンプ車を 1 台配置することにより、以下の地区で運用効果が向上する。

第 2 着消防ポンプ車の現状（平均到着時間）



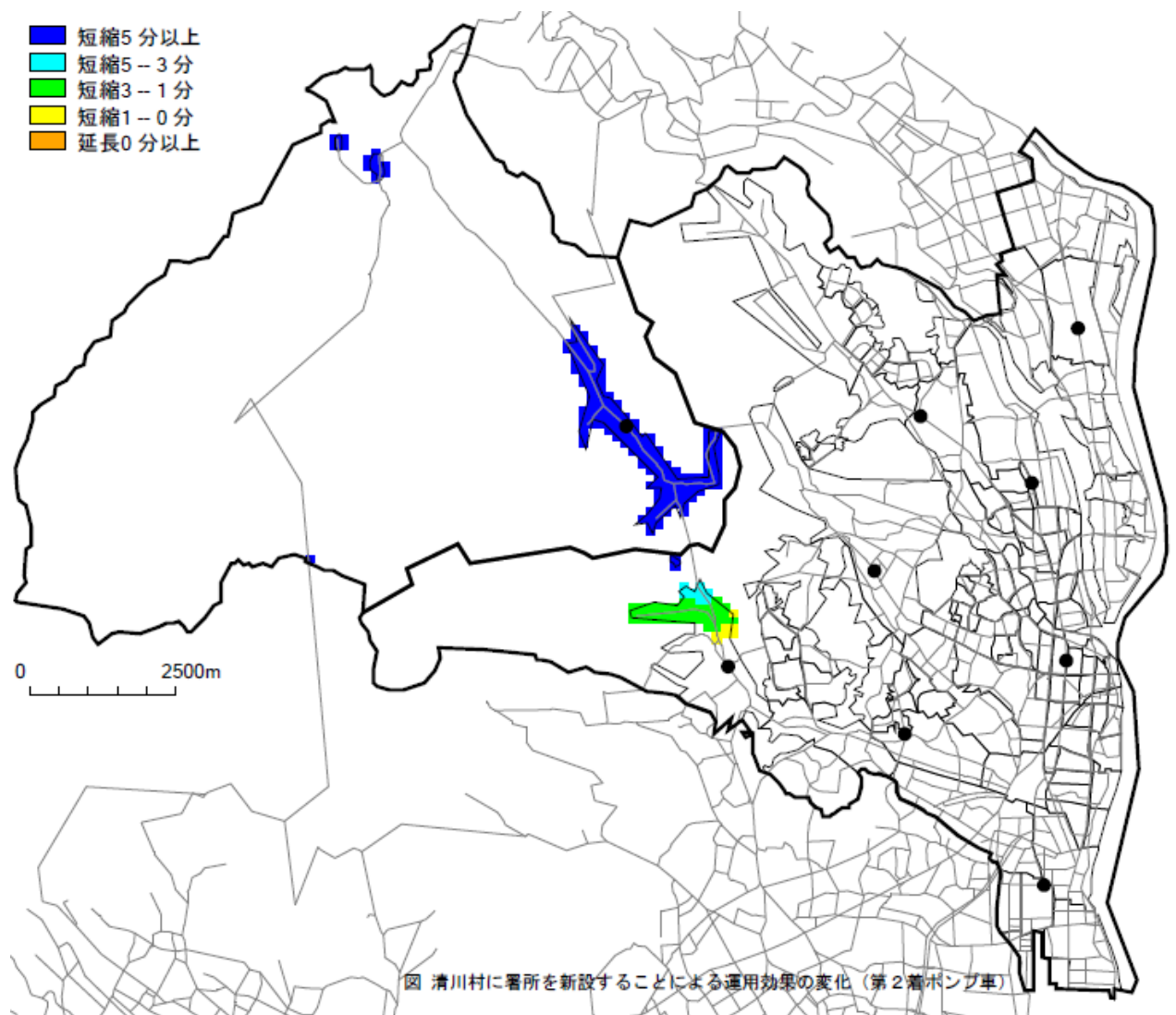
※ （一財）消防科学総合センター「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書」より抜粋

第2着消防ポンプ車の運用効果が向上する地区

市 村 名 称	運用効果が 向上する地区	該当地区の 人口[人]	到着時間[分] (現状)	短縮時間[分] (広域化後)
厚木市	七沢	1,903	5.4～14.8	0.0～6.4
清川村	煤ヶ谷 宮ヶ瀬 札掛	3,151	10.4～61.9	0.2～7.6



広域化後（第2着消防ポンプ車短縮時間）



※ （一財）消防科学総合センター「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書」より抜粋

第 5. 計画の趣旨

本計画は、消防組織法第 34 条の規定に基づき、厚木市及び清川村において、広域化後の消防の円滑な運営を確保するために必要な事項を定める。

第 6. 基本方針

災害や事故の大規模化・多様化、救急需要の増加及び住民ニーズの多様化等の消防行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の安心安全の確保に資することを目的とする。

消防事務の管理及び執行は、厚木市と清川村との間で協議し、規約等に定めるとともに、厚木市の条例、規則等によるものとする。

第 7. 委託事務の範囲

清川村が厚木市に委託する事務の範囲は、清川村の行政区域内に係る消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）とする。

第 8. 消防広域化の方式

1 広域化の方式

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 及び消防組織法第 31 条の規定に基づき、広域化の方式は清川村から厚木市に消防事務を委託する「事務委託方式」とする。

事務委託方式

	事務委託方式
関係法	地方自治法第252条の14
団体	普通地方公共団体
設置手続	県知事へ届出
方式概要	・普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度 ・普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。 ・事務の委託により、法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。
経費負担	・委託事務に要する経費は、委託した普通地方公共団体が受託した普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。
メリット・デメリット	・1対1の受委託の関係により、厚木市と清川村の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能 ・他の方式と比較して財政負担が少ない。 ・責任の所在が明確 ・消防力の地域間格差の平準化を図るには、財政面での負担が生じる。

消防広域化の方式には、事務委託方式のほか、一部事務組合方式、広域連合方式がある。一部事務組合方式は事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て特別地方公共団体を設ける方式（一部事務組合に適するのは、消防本部及び消防署の事務を共同処理する場合である。）で、広域連合方式は国、県から直接、権限委託を受ける方式をいう（国等からの事務の受け入れ体制の整備としてのねらいを含めて設けられた制度）。

清川村は、消防組織法第9条に規定する消防本部及び消防署を持たない非常備消防であることから、一部事務組合方式に適しているとは言えない。

2 意見調整組織の設置

委託事務の管理及び執行に関し、清川村の意見を反映するとともに、消防行政の現状等について厚木市から情報提供、説明等を行うほか、消防行政の推進に係る協議の場として意見調整組織を設置し、広域化後の事務の円滑な実施を図る。

第9. 意見調整組織

1 名称

「厚木・清川広域消防運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 構成

委託事務の内容を把握し、円滑な広域消防行政の体制の整備を確立していくため、厚木市長及び清川村長並びに厚木市及び清川村の職員で構成する。

3 会議内容

厚木市と清川村の意見やニーズを的確に把握し、今後の消防行政に反映するため、消防本部からの情報提供及び事業説明並びに消防・防災行政の運営に係る意見交換等を行う。

4 その他

協議会の運営に係る事項は、厚木市と清川村が協議して定める。

第10. 開始時期

広域化への移行に当たっては、厚木市と清川村との間における費用面等の調整及び施設整備などの準備期間を要すること、また、消防救急無線デジタル化整備の移行期限が平成28年5月末となっていることから、広域化の開始時期については、平成28年4月1日とする。

第11. スケジュール

平成25年11月	厚木・清川消防広域化協議会の設置
平成25年12月	神奈川県知事から消防広域化重点地域指定
平成26年4月	厚木・清川広域消防運営計画の策定
平成26年6月	規約及び補正予算の議決
平成26年7月	分署建設準備 消防広域化準備 消防救急無線デジタル化（活動波）実施設計
平成27年4月	分署建設開始 車両等購入 消防救急無線デジタル化（活動波）整備工事
平成28年4月	消防広域化開始

厚木・清川消防広域化スケジュール

年度	月	消防広域化協議会	施設整備等	デジタル化	
25	10	清川村から厚木市へ事務委託依頼 厚木市から清川村へ事前調整を行う旨の回答		共通波整備工事	
	11	神奈川県報告 協議会設置			
	12	厚木市・清川村が重点地域に指定される。			
	1	運営計画協議・策定			
	2				
	3				
	4				
26	5	規約等作成		活動波実施設計	
	6	規約議決 補正予算議決			
	7				
	8	分署建設準備 既存物撤去			
	9				
	10	分署建設設計 土地調査			
	11				
	12				
	1				
	2	広域化準備 事務移行準備 条例等改正事務 運用調整 予算調整 ・・・など			
	3				
	4				
5					
27	6	住民周知・関係団体周知	分署建設	車両購入 物品購入	活動波整備工事
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
	2				
	3				
	4				
	28		4	消防広域化開始	

第 12. 広域化後の消防体制に関する基本事項

1 管轄人口及び管轄面積（平成 25 年 4 月 1 日現在住民基本台帳より）

- (1) 管轄人口 227,783 人
(厚木市：224,624 人、清川村：3,159 人)
- (2) 管轄面積 165.12 km²
(厚木市：93.83 km²、清川村：71.29 km²)

2 消防本部

(1) 位置

広域化に当たり事務委託方式を採用することから、現在の厚木市消防本部の位置「厚木市寿町 3 丁目 4 番 10 号」に置く。

(2) 名称

名称についても、広域化に当たり事務委託方式を採用することから、「厚木市消防本部」とする。

厚木市消防本部庁舎の概要

- 1 構 造 R C 造 地下 1 階地上 3 階
- 2 延 面 積 2,070.18 m²
- 3 敷地面積 2,248.232 m²
- 4 竣 工 日 昭和 47 年 7 月 1 日
- 5 築 年 数 41 年

厚木市消防本部

1 階：厚木消防署管理係、厚木消防署警備第 1・2 課

2 階：消防総務課、警防課、指令課、予防課

3 階：救急救命課、会議室

高機能消防指令センター

119 番通報の受付、災害地点の決定（受信から指令まで約 30 秒）、署所に対する出動指令など、災害の覚知から現場支援までを行う。



3 消防署所の位置

厚木市内の消防署所の位置は、消防力の整備指針に基づき適正に配置されていることから、現状のとおりとする。

また、広域化に伴う管轄区域の拡大に対応するためには、部隊運用効果を向上させることが必要なことから、清川村煤ヶ谷地内に分署を設置する。

厚木市消防本部の現況

本部署別		区 分	竣 工 年 月 日	構 造	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延 面 積 (㎡)
厚 木 市 消 防 本 部			昭和47年7月1日	RC造 地下1階地上3階 訓練棟RC造 地上3階	2248.232	793.796	2,070.18
厚 木 消 防 署	本	署					
	南 毛 利 分 署		昭和54年4月1日	RC造 平屋建	750.22	256.17	250.53
	相 川 分 署		昭和57年4月1日	RC造 平屋建	1,074.20	361.32	360.40
	玉 川 分 署		平成4年7月11日	RC造 2階建	2,583.08	425.32	1,008.01
北 消 防 署	本	署	平成12年11月3日	RC造 2階建	2,400.95	936.60	1,626.76
	依 知 分 署		平成26年3月16日	RC造 2階建	1,034.26	407.67	625.06
	小 鮎 分 署		昭和59年4月1日	RC造 2階建	1,322.00	375.37	443.38
	睦 合 分 署		平成3年4月1日	RC造 2階建	5,998.60	704.21	945.62

4 組織等

警防、救助、救急、予防等住民に対する消防サービスの充実に配慮した組織体制の構築を目指すとともに、迅速で効果的な消防サービスを提供するため、消防署所を配置し、現場到着時間の短縮を図り、効果的な消防活動が可能となる管轄区域を設定する。

(1) 消防本部の機構

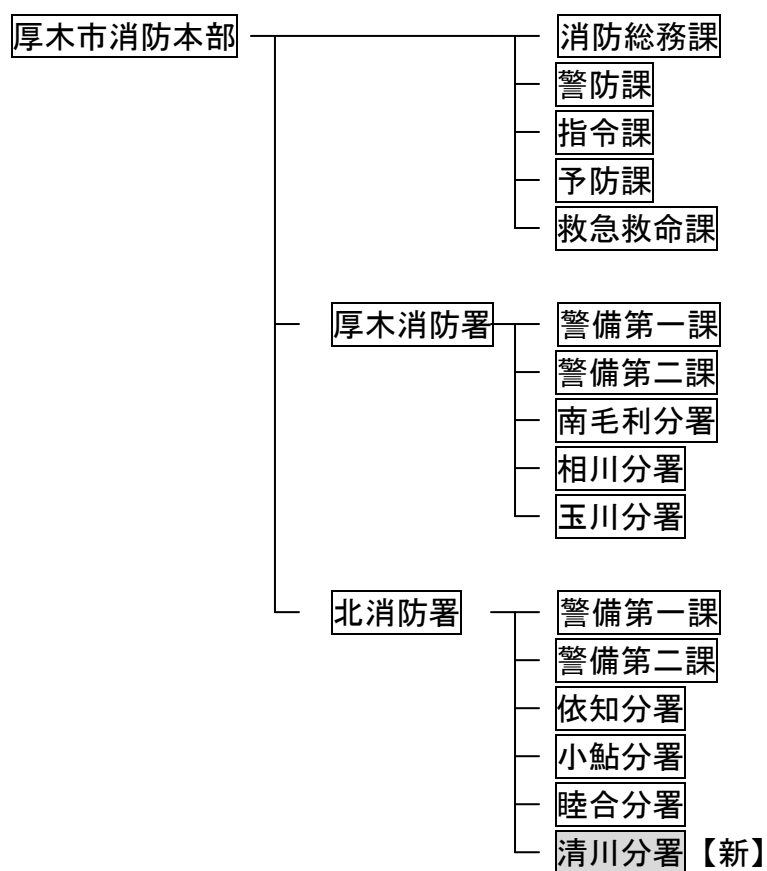
広域化に伴い、各種事務量の増加が見込まれることから、より一層の事務及び人員の効率化を図る必要がある。

また、消防受託事務、防災所管及び消防団等との連携事務等、広域化に伴う厚木市と清川村との調整に係る事務量の増加に対応するための担当部署を明確にする必要があることから、厚木市消防本部の機構を変更する。

(2) 消防署の機構

消防署の機構は、2 消防署、7 分署とし、清川村煤ヶ谷地内に設置する分署の名称は、「北消防署清川分署（以下「清川分署」という。）」とする。

広域化（消防事務受託後）後の署所体制（案）



5 出動区域

広域化に合わせた消防署所の出動区域は、効率的、効果的な部隊運用を図るため、災害地点（地区）までの距離を勘案するほか、「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査報告書※」に基づく運用効果等を検証し、「厚木市消防部隊運用要綱」を見直す。

※ 出動区域の見直しについて、合理的かつ妥当性のある科学的根拠を得るため、平成25年度に（一財）消防科学総合センターへ調査委託した「広域化に係る清川村（常備化）及び厚木市の消防力運用効果調査」の結果報告

6 部隊及び資機材等

現状の部隊配置を維持しつつ、広域化に伴う管轄区域の拡大に対応するためには、部隊運用効果を向上させることが必要なことから、新たに清川分署に救急隊（消防隊兼務）1 隊及び必要資機材を配置する。

なお、清川分署の設置に伴い、新たに任用する職員は厚木市職員として任用する。

7 消防指令設備等

(1) 消防救急無線のデジタル化（活動波）の整備

神奈川県では、消防救急無線デジタル化（共通波）の運用を平成 27 年 4 月から開始する計画で進めているが、消防救急無線デジタル化（活動波）及び「高機能消防指令センター」の整備については、一括して行うことにより、整備費用の削減が期待できることから、平成 27 年度の完成を目指し、運用開始時期は、広域化と同時とする。

整備計画

年度		活動波	共通波
平成 23 年度	広域化前		実施設計
平成 24 年度		電波伝搬路調査 (各市村で実施)	整備工事
平成 25 年度			
平成 26 年度		実施設計 (共同整備)	
平成 27 年度		整備工事 (共同整備)	
平成 28 年度	広域化後	消防救急デジタル無線の運用開始	

(2) 広域化後の消防指令センターの設置計画

広域化後の円滑な消防指令を確保するため、厚木市消防本部に高機能消防指令センターを平成 28 年 3 月 31 日までに整備する。

8 人員配置及び採用計画

(1) 広域化後の定員配置

住民サービスの向上を図る観点から、警防、救助、救急、予防などの現場部門の適切な定員数の配分に配慮する。

なお、清川分署への配置等の人員については、別途協議して定める。

(2) 広域化後の採用計画

職員の年齢別構成の均衡等、現在の職員構成や今後の退職者の見込みの分析などにより、適切な総定員数を踏まえた計画とする。

9 119 番の受信

清川村からの 119 番通報は、厚木市消防本部指令課が受信する。

第 13. 施設等の整備

1 消防施設等

厚木市と清川村は、広域化後の業務を行うために必要な施設等について平成 27 年度中に整備する。

なお、広域化開始までに整備ができない施設等については、平成 28 年度の早期に整備するよう努める。

2 消防指令設備等

厚木市と清川村は、指令設備等の統一のため平成 27 年度中に整備する。

なお、広域化開始までに整備ができない指令設備等については、平成 28 年度の早期に整備するよう努める。

第 14. 財産・債務

清川分署等の敷地や施設については、この度の広域化が清川村からの事務委託であること、また、村有地に清川村が清川分署等のハード面の整備を行うという前提があることから、委託する清川村が所有する。

清川分署等の施設の維持管理の実施及び修繕計画の策定等については、地域消防行政及び住民サービス等の観点から清川村が行う。ただし、清川村における消防行政の一定の水準を確保するため、修繕計画の策定等の際

は、現場を熟知している厚木市が協力する。

清川分署において、使用する新規購入物品については、用途が限定されること及び比較的短期間での更新を前提としているほか、消防行政の一定の水準を確保する観点から、維持管理の実施及び更新計画の策定等については、現場を熟知している厚木市が主体的かつ速やかに行うことが望ましいことなどから、原則、厚木市の所有とする。

1 財産

厚木市が事務を受託する上で必要な財産の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 庁舎敷地等の土地

清川村が所有し、無償で厚木市に貸与する。

【土地関係】

- ・用 途：清川分署敷地
- ・地 番：清川村煤ヶ谷字原 2126 番 2 ほか
- ・地 積：約 700.00 m²

(2) 庁舎等の施設

清川村が所有し、無償で厚木市に貸与する。

【庁舎等関係】

- ・名 称：清川分署
- ・所 在：清川村煤ヶ谷字原 2126 番 2 ほか
- ・構 造：鉄筋コンクリート造 地上 1 階
- ・延床面積：約 300 m²（予定）
- ・維持管理：清川村

(3) 物品等

北消防署清川分署で使用する物品等のうち、清川村が既に所有している物品等は、厚木市に無償で貸与する。

また、事務委託を行う上で必要な新規物品等の取得については、厚木市・清川村の財政状況などを考慮した上で、協議を行うこととする。

【車両関係】

○救急車

- ・名称規格：高規格救急自動車（高規格救急資機材含む。）
- ・配置場所：清川分署

○消防ポンプ自動車

- ・名称規格：消防ポンプ自動車（C D－I 型）
- ・配置場所：清川分署

○資機材搬送車

- ・名称規格：軽貨物
- ・配置場所：清川分署

【消防資機材一式】

- ・配置場所：清川分署
- ・維持管理：厚木市

【清川分署備品等一式】

○庁内LAN

- ・配置場所：清川分署
- ・維持管理：厚木市

○回線

- ・配置場所：清川分署
- ・維持管理：厚木市

○その他（机、椅子、ベッド、その他施設用備品）

- ・配置場所：清川分署
- ・維持管理：厚木市

2 債務

(1) 初期投資により生じる債務について

広域化に伴い、必要となる購入物品等については、清川村が厚木市に事務委託することから、清川村が整備し、当該債務に係る財政負担については、清川村が負担する。

なお、単独整備費割、人口割等を用いて整備するものは、それぞれの負担方法により厚木市と清川村の双方で負担する。

(2) 広域化後に生じる債務について

事務の円滑化及び効率化を図る観点から、広域化後に新たに生じる債務については、清川村が所有する土地、庁舎等に係る債務を除き、厚木市が負担する。

なお、その債務の償還に係る財政負担については、負担金の負担方法により、厚木市と清川村が双方で負担する。

(3) 債務による課題等について

新たな債務が生じる場合については、厚木市と清川村への影響を把握、整理するとともに、適切かつ効果的な対応策を検討するために、別途、厚木市と清川村で協議する。

第 15. 経費負担等

1 財源の確保

広域化に要する初期投資経費については、協議により定められた算出方法に基づき厚木市と清川村で負担するが、財政負担の縮減を図るため、国、神奈川県等の財政支援制度を最大限活用するなど、財源の確保に努める。

2 初期投資経費等

(1) 初期投資経費等の負担方法

広域化開始までに施設等を整備し、広域化後の業務を円滑に行うための経費を初期投資経費等として取り扱う。

この場合に、公平性及び透明性を担保するとともに、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか又はいくつかを組み合わせる方法により、厚木市と清川村の負担額を算出する。

なお、これ以外に適当な方法がある場合は、厚木市と清川村で別途協議する。

ア 人口割

厚木市と清川村の人口割合に基づき、算出する手法であり、「行政区域を越えて供される消防力への投資経費と見なされるもの」に適用する。

イ 単独整備費割

厚木市と清川村がそれぞれで単独整備を行った場合の費用比率に基づき算出する手法であり、消防救急無線デジタル化（活動波）整備費及び高機能消防指令センター整備費に適用する。

ウ 実費

「人口割及び単独整備費割等の手法によらずとも、厚木市と清川村の負担額が明確なもの」に適用する。

(2) 初期投資経費項目

初期投資経費は、次の項目とする。

- ・ 清川分署庁舎建設費
- ・ 高規格救急自動車購入費
- ・ 消防ポンプ自動車購入費
- ・ 資機材搬送車購入費
- ・ 消防資機材整備費
- ・ 高機能消防指令センター整備費
- ・ デジタル無線（活動波）整備費
- ・ 庁内LAN整備費
- ・ 採用職員人件費等及び研修経費
- ・ その他（消耗品・印刷製本・備品購入等）

初期投資に係る項目

項目		備考
1	清川分署庁舎の建設	清川村煤ヶ谷地内に分署を設置
2	高規格救急自動車の購入	清川村煤ヶ谷地内の分署に配置予定
3	消防ポンプ自動車の購入	清川村煤ヶ谷地内の分署に配置予定
4	資機材搬送車の購入	清川村煤ヶ谷地内の分署に配置予定
5	消防資機材の整備	清川村煤ヶ谷地内の分署に配置予定
6	高機能消防指令センターの整備	デジタル化移行に伴うシステム整備等(分署庁舎の指令設備等整備含む。)
7	デジタル無線(活動波)の整備	基地局及び移動局等の整備(宮ヶ瀬地区簡易基地局整備含む。)
8	庁内LANの整備	清川村煤ヶ谷地内に設置する分署のネットワークシステムの整備
9	採用職員の人件費等及び研修に係る経費	清川村煤ヶ谷地内の分署に係る職員分
10	その他	消耗品・印刷製本・備品購入等

(3) デジタル化等の負担方法

消防広域化等に伴う高機能消防指令センターや消防救急無線デジタル化については、厚木市と清川村とで、整備内容等が異なるため、負担方法は、次のとおりとする。

ア 高機能消防指令センター整備費

今回の広域化に関わりなく各自治体が整備を行わなければならない事業に対する整備費であることから、単独整備費割及び人口割を加味して負担額を算出する。

イ 消防救急無線デジタル化(活動波)整備費

今回の広域化に関わりなく各自治体が整備を行わなければならない事業に対する整備費であることから、単独整備費割及び人口割を加味して負担額を算出する。

3 広域化後における経費負担

広域化に当たり事務委託方式を採用するため、広域化後における経費については、消防事務全般に係る経費と、清川分署のみに係る経費とに区分し、負担する。

(1) 消防事務及び清川分署に係る経費負担

ア 消防事務に係る経費負担

消防事務に係る負担金については、厚木市と清川村における経費負担が適正かつ明確に示される方法を定めることが必要であることから、厚木市の消防費のうち常備消防費及び消防施設費（消防団及び消防に必要な水利施設に係る経費を除く。）については、原則として必要経費に対し、人口割の手法を適用し、負担額を算出する。

イ 清川分署に係る経費負担

清川分署に配置する職員の人件費は、非常備消防解消に向けた清川村からの事務委託であり、また、施設の維持管理費については、所有者を清川村としていることから、清川村の実費負担とする。

ウ 負担額に生じる課題等

負担額の算出に当たり生じる課題等については、その負担方法を厚木市と清川村とで別途協議する。

(2) 消防救急無線デジタル化（活動波）に係る経費負担

行政区域を越えて供される消防力に係る維持管理経費であることから、人口割の手法を適用し、負担額を算出する。

(3) 高機能消防指令センターに係る経費負担

保守委託・発信地表示システム利用料等の通信指令に係る経費は、行政区域を越えて供される消防力に係る維持管理経費であることから、人口割の手法を適用し、負担額を算出する。

項目別負担一覧

番 号	区 分	項 目	人口割	単独整備費割	実 費
1	初期投資経費	清川分署庁舎建設費			○
2		高規格救急自動車購入費			○
3		消防ポンプ自動車購入費			○
4		資機材搬送車購入費			○
5		消防資機材整備費			○
6		高機能消防指令センター整備費	○	○	
7		デジタル無線(活動波)整備費	○	○	
8		庁内LAN整備費			○
9		採用職員人件費等及び研修経費			○
10		その他(消耗品・印刷製本・備品購入等)	○		○
11	広域化後経費	消防事務に係る負担	○		
12		清川分署に係る負担(人件費・維持管理費)			○
13		高機能消防指令センター維持管理費	○		
14		デジタル無線(活動波)維持管理費	○		

4 手数料等

広域化により、消防法令等に基づく危険物製造所等設置(変更)許可申請等に係る事務は、厚木市消防本部が執行することから、事務に係る手数料については、厚木市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。

第 16. 市村の防災に係る関係機関相互の連携の確保に関する事項

1 構成市村間の関係

住民の安心安全を守るため、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年

法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）等に基づき、厚木市と清川村の関連組織への厚木市消防本部及び消防署の関与並びに体制づくりについて検討する。

(1) 消防団との連携方策

ア 消防団との連携

厚木市と清川村の消防団（以下「各消防団」という。）は地域に根ざした活動を厚木市と清川村が連携して行ってきた経緯があることから、原則、現在の運用を継続して行う。

イ 各消防団との連絡調整

厚木市消防本部と各消防団との緊密な連携を確保するため、引き続き、厚木市消防本部と清川村において各消防団との連絡調整等を行うとともに、全体の連絡調整を行う「（仮称）厚木・清川連絡調整会」を設置し、会議を適宜開催する。

事務担当一覧

消防団事務

消防団名	広域化前担当課	広域化後担当課
厚木市消防団	厚木市消防本部消防総務課	変更なし
清川村消防団	清川村総務課	変更なし

連絡調整関係

消防団等名	広域化前担当課	広域化後担当課
（仮称）厚木・清川連絡調整会		厚木市消防本部及び清川村担当部署にて2年ごとに交代で行う
厚木市消防団		変更なし
清川村消防団		変更なし

災害対策本部

名称	広域化前担当課	広域化後担当課
厚木市災害対策本部	厚木市危機管理部危機管理課	変更なし
清川村災害対策本部	清川村総務課	変更なし

(2) 現有勢力の変更に伴う協議

清川村は、当該村の消防団の現有勢力に変更を加えるときは、あらかじめ厚木市と協議する。

(3) 出動体制

清川村の消防団の出動に係る運用は、原則として現行のとおりとする。

(4) 災害時の連絡体制

災害時の清川村の消防団への連絡については、原則として清川村が行う。

2 消防水利の取扱い

消防水利は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条の規定に基づく「消防水利の基準」に従って厚木市と清川村がそれぞれ設置し、維持及び管理を行う。

なお、火災等の災害時における消防活動では、常備消防又は非常備消防を問わず使用するため、設備状況等の情報を共有する。

3 防災・国民保護担当部局との連携方策

防災・国民保護業務は、住民の安心安全の確保という重要な業務であることから、広域化後における災害対策については、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が指摘されている中、厚木市消防本部と各消防団との連携・強化はもとより、厚木市と清川村の危機管理部局との緊密な連携体制を構築する。

なお、国民保護法に基づく、市長及び村長の避難住民に対する誘導等については、同法第 62 条第 5 項に基づき対応する。

(1) 職員の派遣について

大規模災害等が発生した場合、厚木市消防本部と厚木市及び清川村の各災害対策本部との連携を確保するため、厚木市消防本部（消防署）から各災害対策本部へ管内の情勢を熟知している職員を派遣し、災害対応及び厚木市消防本部との連携体制の強化を図る。

(2) 情報の共有化について

大規模災害等が発生した場合、災害発生状況及び対応状況等の情報を共有するため、厚木市消防本部の情報通信機器端末を各市村担当部局に設置する。

第 17. 計画の進行管理

本計画は、厚木市と清川村における広域消防の円滑な運営を確保するための基本的な考え方及び取組を定めるものであり、今後、生活環境の変化等に伴う住民ニーズに的確に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直

しを行い、広域消防の円滑な運営を確保する。

第 18. その他

1 慣行等の取扱い

消防出初め式等の慣行は、厚木市と清川村がそれぞれ運営してきた経緯があることから、原則、継続して行う。

なお、実施方法については、今後、調整検討を進める。

慣行等について

番号	行事名	実施時期	厚木市	清川村
			担当課	担当課
1	消防出初め式	1月	警防課	総務課
2	表彰(一般及び功労者表彰)	基本は出初め式時	消防総務課	総務課
3	火災予防運動(春季)	3/1～3/7	予防課	総務課
4	消火競技会	10月	予防課	－
5	火災予防運動(秋季)	11/9～11/15	予防課	総務課
6	歳末火災特別警戒	12/25～12/31	警防課	総務課

2 住民への広報

清川村は、119番通報、各種届出など消防行政サービスを提供するに

当たり、広域化後に変更が生じるものについては、各行政機関及び清川村住民等に混乱が生じないよう広域化前に十分な広報を行う。

3 表示変更

委託に伴う各種の表示に変更が生じる場合は、原則として清川村が行う。

4 保有個人情報の取扱い

清川村が消防事務執行上保有している個人情報については、清川村が条例等に基づき設置する審査機関への諮問などの手続を行い、広域化までに厚木市に提供する。

5 疑義等の取扱い

広域化に際し、本計画に定めのない事項若しくは疑義等が生じた場合又は本計画を変更する場合は、その都度、厚木市と清川村が協議し決定する。

6 施行

本計画は、平成 26 年 4 月 16 日より施行する。